

議案第14号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「902,000円」を「900,000円」に改め、同条第2号中「762,000円」を「760,000円」に改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「705,000円」を「703,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第14号参考資料

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（給料） 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 （1）市長 月額 <u>902,000円</u> （2）副市長 月額 <u>762,000円</u></p>	<p>（給料） 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 （1）市長 月額 <u>900,000円</u> （2）副市長 月額 <u>760,000円</u></p>

北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>705,000円</u> とする。	(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>703,000円</u> とする。